

松山市文化施設の在り方検討会開催要綱

(開催)

第1条 本市の文化施設の在り方を検討するに当たり、外部有識者から広く意見を聴くため、松山市文化施設の在り方検討会（以下「検討会」という。）を開催する。

(所掌事務)

第2条 検討会は、次の事項に関し、総合的な立場から意見を述べる。

- (1) 松山市民会館（以下「市民会館」という。）の閉館時期に関する事項
- (2) 市民会館の代替機能に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、本市の文化施設の在り方に関し市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 市長は、次に掲げる者のうちから適当と認める者を検討会の出席者として選任するものとする。

- (1) 文化関係者
- (2) 有識者
- (3) その他市長が必要と認める者

(会議)

第4条 検討会は、市長が招集する。

2 検討会の進行は、文化・ことば課及びスポーティングシティ推進課が行う。

(会議の公開)

第5条 検討会は、公開とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、非公開とすることが出来る。

(会議資料の公表)

第6条 検討会で使用した資料は、検討会の終了後、必要に応じて公表することができる。

(庶務)

第7条 検討会に関する庶務は、文化・ことば課及びスポーティングシティ推進課で処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか検討会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和7年7月16日から施行する。